

中華人民共和國反テロリズム法（日本語訳）

出典：中国人大網（全国人民代表大会ウェブサイト）掲載「中华人民共和国反恐怖主义法」（2018年4月27日改正版）

http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2018-06/12/content_2055871.htm

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AIを用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

訳注：本訳では、原文の「単位」を原則として「法人その他の団体」と訳した。「単位」は、会社、企業、事業単位、機関（国家機関を含む。）及び団体を含む中国法上の概念であり、法人格の有無を問わない。なお、「事业单位」は中国の公的機関の類型を指す語であるため「事業単位」とした。また、特定の役割を担う者を指す語（物流運営事業者、生産者、輸入者、運送者、関係する建設事業者、管理者、主催者、運営者、構成機関など）は、その役割に応じて訳した。

沿革：2015年12月27日第12期全国人民代表大会常務委員会第18回会議で可決（2016年1月1日施行）。2018年4月27日第13期全国人民代表大会常務委員会第2回会議の「《中華人民共和國国境衛生検疫法》等6件の法律の改正に関する決定」により改正。

第1章 総則（第一章 总 则）

第一条

【原文】为了防范和惩治恐怖活动，加强反恐怖主义工作，维护国家安全、公共安全和人民生命财产安全，根据宪法，制定本法。

【訳文】テロ活動を防止し及び処罰し、反テロリズム業務を強化し、国家の安全、公共の安全並びに人民の生命及び財産の安全を守るため、憲法に基づき、この法律を制定する。

第二条

【原文】国家反对一切形式的恐怖主义，依法取缔恐怖活动组织，对任何组织、策划、准备实施、实施恐怖活动，宣扬恐怖主义，煽动实施恐怖活动，组织、领导、参加恐怖活动组织，为恐怖活动提供帮助的，依法追究法律责任。

国家不向任何恐怖活动组织和人员作出妥协，不向任何恐怖活动人员提供庇护或者给予难民地位。

【訳文】国家は、あらゆる形態のテロリズムに反対し、法によりテロ活動組織を取り締まり、テロ活動を組織し、計画し、実行を準備し若しくは実行し、テロリズムを宣伝し、テロ活動の実行を扇動し、テロ活動組織を組織し、指導し若しくはこれに参加し、又はテロ活動に援助を提供したいかなる者に対しても、法により法的責任を追及する。

国家は、いかなるテロ活動組織及び人員とも妥協せず、いかなるテロ活動人員にも庇護を提供せず、又は難民の地位を与えない。

第三条

【原文】本法所称恐怖主义，是指通过暴力、破坏、恐吓等手段，制造社会恐慌、危害公共安全、侵犯人身财产，或者胁迫国家机关、国际组织，以实现其政治、意识形态等目的的主张和行为。

本法所称恐怖活动，是指恐怖主义性质的下列行为：

- （一）组织、策划、准备实施、实施造成或者意图造成人员伤亡、重大财产损失、公共设施损坏、社会秩序混乱等严重社会危害的活动的；
- （二）宣扬恐怖主义，煽动实施恐怖活动，或者非法持有宣扬恐怖主义的物品，强制他人在公共场所穿戴宣扬恐怖主义的服饰、标志的；
- （三）组织、领导、参加恐怖活动组织的；
- （四）为恐怖活动组织、恐怖活动人员、实施恐怖活动或者恐怖活动培训提供信息、资金、物资、劳务、技术、场所等支持、协助、便利的；
- （五）其他恐怖活动。

本法所称恐怖活动组织，是指三人以上为实施恐怖活动而组成的犯罪组织。

本法所称恐怖活动人员，是指实施恐怖活动的人和恐怖活动组织的成员。

本法所称恐怖事件，是指正在发生或者已经发生的造成或者可能造成重大社会危害的恐怖活动。

【訳文】この法律においてテロリズムとは、暴力、破壊、威嚇等の手段により、社会の恐慌を生じさせ、公共の安全に危害を及ぼし、人身及び財産を侵害し、又は国家機関若しくは国際組織を脅迫して、その政治的、イデオロギー的その他の目的を実現しようとする主張及び行為をいう。

この法律においてテロ活動とは、テロリズムの性質を有する次に掲げる行為をいう。

（１）人の死傷、重大な財産の損失、公共施設の損壊、社会秩序の混乱等の重大な社会的危害を生じさせ、又は生じさせることを企図する活動を組織し、計画し、実行を準備し、又は実行すること。

（２）テロリズムを宣伝し、テロ活動の実行を扇動し、若しくはテロリズムを宣伝する物品を不法に所持し、又は他人に公共の場所においてテロリズムを宣伝する服飾若しくは標章を着用させることを強制すること。

（３）テロ活動組織を組織し、指導し、又はこれに参加すること。

（４）テロ活動組織、テロ活動人員、テロ活動の実行又はテロ活動の訓練のために、情報、資金、物資、役務、技術、場所等の支援、協力又は便宜を提供すること。

（５）その他のテロ活動

この法律においてテロ活動組織とは、３人以上がテロ活動を実行するために結成した犯罪組織をいう。

この法律においてテロ活動人員とは、テロ活動を実行する者及びテロ活動組織の構成員をいう。

この法律においてテロ事件とは、現に発生し又は既に発生した、重大な社会的危害を生じさせ又は生じさせるおそれのあるテロ活動をいう。

第四条

【原文】国家将反恐怖主义纳入国家安全战略，综合施策，标本兼治，加强反恐怖主义的能力建设，运用政治、经济、法律、文化、教育、外交、军事等手段，开展反恐怖主义工作。

国家反对一切形式的以歪曲宗教教义或者其他方法煽动仇恨、煽动歧视、鼓吹暴力等极端主义，消除恐怖主义的思想基础。

【訳文】国家は、反テロリズムを国家安全戦略に組み入れ、総合的に施策を講じ、対症療法と根本的治療を兼ね、反テロリズムの能力構築を強化し、政治、経済、法律、文化、教育、外交、軍事等の手段を運用して、反テロリズム業務を展開する。

国家は、宗教の教義を歪曲し又はその他の方法により憎悪を扇動し、差別を扇動し、暴力を鼓吹する等のあらゆる形態の過激主義に反対し、テロリズムの思想的基盤を除去する。

第五条

【原文】反恐怖主义工作坚持专门工作与群众路线相结合，防范为主、惩防结合和先发制敌、保持主动的原则。

【訳文】反テロリズム業務においては、専門業務と大衆路線との結合、予防を主とし処罰と予防を結合すること並びに先手を打って敵を制し主導権を保持することの原則を堅持する。

第六条

【原文】反恐怖主义工作应当依法进行，尊重和保障人权，维护公民和组织的合法权益。
在反恐怖主义工作中，应当尊重公民的宗教信仰自由和民族风俗习惯，禁止任何基于地域、民族、宗教等理由的歧视性做法。

【訳文】反テロリズム業務は、法に従って行い、人権を尊重し及び保障し、公民及び組織の合法的な権益を守らなければならない。

反テロリズム業務においては、公民の宗教信仰の自由及び民族の風俗習慣を尊重しなければならず、地域、民族、宗教等の理由に基づくいかなる差別的な扱いも禁止する。

第七条

【原文】国家设立反恐怖主义工作领导机构，统一领导和指挥全国反恐怖主义工作。
设区的市以上地方人民政府设立反恐怖主义工作领导机构，县级人民政府根据需要设立反恐怖主义工作领导机构，在上级反恐怖主义工作领导机构的领导和指挥下，负责本地区反恐怖主义工作。

【訳文】国家は、反テロリズム業務指導機構を設置し、全国の反テロリズム業務を統一的に指導し及び指揮する。

区を設ける市級以上の地方人民政府は反テロリズム業務指導機構を設置し、県級人民政府は必要に応じて反テロリズム業務指導機構を設置し、上級の反テロリズム業務指導機構の指導及び指揮の下で、当該地区の反テロリズム業務を担当する。

第八条

【原文】公安机关、国家安全机关和人民检察院、人民法院、司法行政机关以及其他有关国家机关，应当根据分工，实行工作责任制，依法做好反恐怖主义工作。

中国人民解放军、中国人民武装警察部队和民兵组织依照本法和其他有关法律、行政法规、军事法规以及国务院、中央军事委员会的命令，并根据反恐怖主义工作领导机构的部署，防范和处置恐怖活动。

有关部门应当建立联动配合机制，依靠、动员村民委员会、居民委员会、企业事业单位、社会组织，共同开展反恐怖主义工作。

【訳文】公安機関、国家安全機関、人民検察院、人民法院、司法行政機関その他の関係国家機関は、分担に従い、業務責任制を実施し、法に従って反テロリズム業務を適切に行わなければならない。

中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊及び民兵組織は、この法律その他の関係法律、行政法規、軍事法規並びに国务院及び中央軍事委員会の命令に従い、かつ、反テロリズム業務指導機構の配置に基づいて、テロ活動を防止し及び処置する。

関係部門は、連動協力の仕組みを確立し、村民委員会、住民委員会、企業・事業単位及び社会組織に依拠し、これらを動員して、共同で反テロリズム業務を展開しなければならない。

第九条

【原文】任何单位和个人都有协助、配合有关部门开展反恐怖主义工作的义务，发现恐怖活动嫌疑或者恐怖活动嫌疑人员的，应当及时向公安机关或者有关部门报告。

【訳文】いかなる法人その他の団体及び個人も、関係部門による反テロリズム業務の展開に協力し及び協調する義務を負い、テロ活動の嫌疑又はテロ活動の嫌疑者を発見したときは、速やかに公安機関又は関係部門に報告しなければならない。

第十条

【原文】对举报恐怖活动或者协助防范、制止恐怖活动有突出贡献的单位和个人，以及在反恐怖主义工作中作出其他突出贡献的单位和个人，按照国家有关规定给予表彰、奖励。

【訳文】テロ活動を通報し、若しくはテロ活動の防止若しくは阻止に協力して際立った貢献をした法人その他の団体及び個人並びに反テロリズム業務においてその他の際立った貢献をした法人その他の団体及び個人に対しては、国家の関係規定に従って表彰し及び報奨を与える。

第十一条

【原文】对在中华人民共和国领域外对中华人民共和国国家、公民或者机构实施的恐怖活动犯罪，或者实施的中华人民共和国缔结、参加的国际条约所规定的恐怖活动犯罪，中华人民共和国行使刑事管辖权，依法追究刑事责任。

【訳文】中華人民共和国の領域外において中華人民共和国の国家、公民若しくは機構に対して実行されたテロ活動犯罪、又は中華人民共和国が締結し若しくは加入した国際条約に定めるテロ活動犯罪については、中華人民共和国は、刑事管轄権を行使し、法により刑事責任を追及する。

第2章 テロ活動組織及び人員の認定（第二章 恐怖活动组织和人员的认定）

第十二条

【原文】国家反恐怖主义工作领导机构根据本法第三条的规定，认定恐怖活动组织和人员，由国家反恐怖主义工作领导机构的办事机构予以公告。

【訳文】国家反テロリズム業務指導機構は、この法律第3条の規定に基づき、テロ活動組織及び人員を認定し、国家反テロリズム業務指導機構の事務機構がこれを公告する。

第十三条

【原文】国务院公安部门、国家安全部门、外交部门和省级反恐怖主义工作领导机构对于需要认定恐怖活动组织和人员的，应当向国家反恐怖主义工作领导机构提出申请。

【訳文】國務院公安部門、国家安全部門、外交部門及び省級反テロリズム業務指導機構は、テロ活動組織及び人員を認定する必要があるときは、国家反テロリズム業務指導機構に申請しなければならない。

第十四条

【原文】金融机构和特定非金融机构对国家反恐怖主义工作领导机构的办事机构公告的恐怖活动组织和人员的资金或者其他资产，应当立即予以冻结，并按照规定及时向国务院公安部门、国家安全部门和反洗钱行政主管部门报告。

【訳文】金融機関及び特定非金融機関は、国家反テロリズム業務指導機構の事務機構が公告したテロ活動組織及び人員の資金その他の資産を直ちに凍結し、かつ、規定に従って速やかに国务院公安部門、国家安全部門及びマネーロンダリング防止行政主管部門に報告しなければならない。

第十五条

【原文】被认定的恐怖活动组织和人员对认定不服的，可以通过国家反恐怖主义工作领导机构的办事机构申请复核。国家反恐怖主义工作领导机构应当及时进行复核，作出维持或者撤销认定的决定。复核决定为最终决定。

国家反恐怖主义工作领导机构作出撤销认定的决定的，由国家反恐怖主义工作领导机构的办事机构予以公告；资金、资产已被冻结的，应当解除冻结。

【訳文】認定されたテロ活動組織及び人員は、認定に不服があるときは、国家反テロリズム業務指導機構の事務機構を通じて再審査を申請することができる。国家反テロリズム業務指導機構は、速やかに再審査を行い、認定を維持し又は取り消す決定をしなければならない。再審査の決定は、最終決定とする。

国家反テロリズム業務指導機構が認定を取り消す決定をしたときは、国家反テロリズム業務指導機構の事務機構がこれを公告する。資金及び資産が既に凍結されているときは、凍結を解除しなければならない。

第十六条

【原文】根据刑事诉讼法的规定，有管辖权的中级人民法院在审判刑事案件的过程中，可以依法认定恐怖活动组织和人员。对于在判决生效后需要由国家反恐怖主义工作领导机构的办事机构予以公告的，适用本章的有关规定。

【訳文】刑事訴訟法の規定により、管轄権を有する中級以上の人民法院は、刑事事件を審判する過程において、法によりテロ活動組織及び人員を認定することができる。判決確定後に国家反テロリズム業務指導機構の事務機構が公告する必要があるものについては、この章の関係規定を適用する。

第3章 安全防止（第三章 安全 防范）

第十七条

【原文】各级人民政府和有关部门应当组织开展反恐怖主义宣传教育，提高公民的反恐怖主义意识。

教育、人力资源行政主管部门和学校、有关职业培训机构应当将恐怖活动预防、应急知识纳入教育、教学、培训的内容。

新闻、广播、电视、文化、宗教、互联网等有关单位，应当有针对性地面向社会进行反恐怖主义宣传教育。

村民委员会、居民委员会应当协助人民政府以及有关部门，加强反恐怖主义宣传教育。

【訳文】各級人民政府及び関係部門は、反テロリズムの宣伝教育を組織して展開し、公民の反テロリズムの意識を高めなければならない。

教育及び人的資源の行政主管部門並びに学校及び関係職業訓練機構は、テロ活動の予防及び緊急対応の知識を教育、教学及び訓練の内容に組み入れなければならない。

報道、放送、テレビ、文化、宗教、インターネット等の関係する法人その他の団体は、社会に向けて的を絞った反テロリズムの宣伝教育を行わなければならない。

村民委員会及び住民委員会は、人民政府及び関係部門に協力して、反テロリズムの宣伝教育を強化しなければならない。

第十八条

【原文】电信业务经营者、互联网信息服务提供者应当为公安机关、国家安全机关依法进行防范、调查恐怖活动提供技术接口和解密等技术支持和协助。

【訳文】電気通信業務経営者及びインターネットサービス提供者は、公安機関及び国家安全機関が法によりテロ活動の防止及び調査を行うために、技術的インターフェース、復号等の技術的支援及び協力を提供しなければならない。

第十九条

【原文】电信业务经营者、互联网信息服务提供者应当依照法律、行政法规规定，落实网络安全、信息内容监督制度和安全技术防范措施，防止含有恐怖主义、极端主义内容的信息传播；发现含有恐怖主义、极端主义内容的信息的，应当立即停止传输，保存相关记录，删除相关信息，并向公安机关或者有关部门报告。

网信、电信、公安、国家安全等主管部门对含有恐怖主义、极端主义内容的信息，应当按照职责分工，及时责令有关单位停止传输、删除相关信息，或者关闭相关网站、关停相关服务。有关单位应当立即执行，并保存相关记录，协助进行调查。对互联网上跨境传输的含有恐怖主义、极端主义内容的信息，电信主管部门应当采取技术措施，阻断传播。

【訳文】電気通信業務経営者及びインターネットサービス提供者は、法律及び行政法規の規定に従い、ネットワーク安全及び情報内容監督の制度並びに安全技術上の防止措置を実施し、テロリズム又は過激主義の内容を含む情報の伝播を防止しなければならない。テロリズム又は過激主義の内容を含む情報を発見したときは、直ちに送信を停止し、関連する記録を保存し、関連する情報を削除し、かつ、公安機関又は関係部門に報告しなければならない。インターネット情報、電気通信、公安、国家安全等の主管部門は、テロリズム又は過激主義の内容を含む情報について、職責の分担に従い、速やかに関係する法人その他の団体に対し、送信の停止若しくは関連する情報の削除、又は関連するウェブサイトの閉鎖若しくは関連するサービスの停止を命じなければならない。関係する法人その他の団体は、直ちに実行し、関連する記録を保存し、調査に協力しなければならない。インターネット上で国境を越えて送信されるテロリズム又は過激主義の内容を含む情報については、電気通信主管部門は、技術的措置をとってその伝播を遮断しなければならない。

第二十条

【原文】铁路、公路、水上、航空的货运和邮政、快递等物流运营单位应当实行安全查验制度，对客户身份进行查验，依照规定对运输、寄递物品进行安全检查或者开封验视。对禁止运输、寄递，存在重大安全隐患，或者客户拒绝安全查验的物品，不得运输、寄递。

前款规定的物流运营单位，应当实行运输、寄递客户身份、物品信息登记制度。

【訳文】鉄道、道路、水上及び航空の貨物運送並びに郵便、宅配便等の物流運営事業者は、安全検査制度を実施し、顧客の身分を確認し、規定に従って運送し又は配送する物品について安全検査又は開封検査を行わなければならない。運送若しくは配送が禁止されている物品、重大な安全上の潜在的危険がある物品又は顧客が安全検査を拒んだ物品は、運送し又は配送してはならない。

前項に定める物流運営事業者は、運送又は配送に係る顧客の身分及び物品情報の登録制度を実施しなければならない。

第二十一条

【原文】电信、互联网、金融、住宿、长途客运、机动车租赁等业务经营者、服务提供者，应当对客户身份进行查验。对身份不明或者拒绝身份查验的，不得提供服务。

【訳文】電気通信、インターネット、金融、宿泊、長距離旅客運送、自動車賃貸等の業務の経営者及びサービス提供者は、顧客の身分を確認しなければならない。身分が明らかでない者又は身分確認を拒んだ者に対しては、サービスを提供してはならない。

第二十二条

【原文】生产和进口单位应当依照规定对枪支等武器、弹药、管制器具、危险化学品、民用爆炸物品、核与放射物品作出电子追踪标识，对民用爆炸物品添加安检示踪标识物。

运输单位应当依照规定对运营中的危险化学品、民用爆炸物品、核与放射物品的运输工具通过定位系统实行监控。

有关单位应当依照规定对传染病病原体等物质实行严格的监督管理，严密防范传染病病原体等物质扩散或者流入非法渠道。

对管制器具、危险化学品、民用爆炸物品，国务院有关主管部门或者省级人民政府根据需要，在特定区域、特定时间，可以决定对生产、进出口、运输、销售、使用、报废实施管制，可以禁止使用现金、实物进行交易或者对交易活动作出其他限制。

【訳文】生産者及び輸入者は、規定に従い、銃器等の武器、弾薬、規制器具、危険化学品、民生用爆発物品並びに核物品及び放射性物品について電子追跡標識を付し、民生用爆発物品に安全検査用の追跡標識物を添加しなければならない。

運送者は、規定に従い、運営中の危険化学品、民生用爆発物品並びに核物品及び放射性物品の運送手段について、測位システムにより監視を実施しなければならない。

関係する法人その他の団体は、規定に従い、伝染病病原体等の物質について厳格な監督管理を実施し、伝染病病原体等の物質の拡散又は不法な経路への流入を厳重に防止しなければならない。

規制器具、危険化学品及び民生用爆発物品について、国务院の関係主管部門又は省級人民政府は、必要に応じて、特定の区域及び特定の期間において、その生産、輸出入、運送、販売、使用及び廃棄について規制を実施することを決定することができ、現金若しくは現物による取引を禁止し、又は取引活動についてその他の制限を設けることができる。

第二十三条

【原文】发生枪支等武器、弹药、危险化学品、民用爆炸物品、核与放射物品、传染病病原体等物质被盗、被抢、丢失或者其他流失的情形，案发单位应当立即采取必要的控制措施，并立

即向公安机关报告，同时依照规定向有关主管部门报告。公安机关接到报告后，应当及时开展调查。有关主管部门应当配合公安机关开展工作。

任何单位和个人不得非法制作、生产、储存、运输、进出口、销售、提供、购买、使用、持有、报废、销毁前款规定的物品。公安机关发现的，应当予以扣押；其他主管部门发现的，应当予以扣押，并立即通报公安机关；其他单位、个人发现的，应当立即向公安机关报告。

【訳文】銃器等の武器、弾薬、危険化学品、民生用爆発物品、核物品及び放射性物品、伝染病病原体等の物質が窃取され、強取され、紛失し、又はその他の流出の事態が生じたときは、事案の発生した法人その他の団体は、直ちに必要な管理措置をとり、かつ、直ちに公安機関に報告するとともに、規定に従って関係主管部門に報告しなければならない。公安機関は、報告を受けた後、速やかに調査を展開しなければならない。関係主管部門は、公安機関の業務の展開に協力しなければならない。

いかなる法人その他の団体及び個人も、前項に定める物品を不法に作成し、生産し、貯蔵し、運送し、輸出入し、販売し、提供し、購入し、使用し、所持し、廃棄し又は廃棄処分してはならない。公安機関がこれを発見したときは、押収しなければならない。その他の主管部門がこれを発見したときは、押収し、かつ、直ちに公安機関に通報しなければならない。その他の法人その他の団体及び個人がこれを発見したときは、直ちに公安機関に報告しなければならない。

第二十四条

【原文】国务院反洗钱行政主管部门、国务院有关部门、机构依法对金融机构和特定非金融机构履行反恐怖主义融资义务的情况进行监督管理。

国务院反洗钱行政主管部门发现涉嫌恐怖主义融资的，可以依法进行调查，采取临时冻结措施。

【訳文】国务院のマネーロンダリング防止行政主管部門並びに国务院の関係部門及び機構は、法により金融機関及び特定非金融機関のテロ資金供与防止義務の履行状況について監督管理を行う。

国务院のマネーロンダリング防止行政主管部門は、テロ資金供与の嫌疑を発見したときは、法により調査を行い、臨時凍結措置をとることができる。

第二十五条

【原文】审计、财政、税务等部门在依照法律、行政法规的规定对有关单位实施监督检查的过程中，发现资金流入流出涉嫌恐怖主义融资的，应当及时通报公安机关。

【訳文】会計検査、財政、税務等の部門は、法律及び行政法規の規定に従って関係する法人その他の団体に対して監督検査を実施する過程において、資金の流入又は流出にテロ資金供与の嫌疑があることを発見したときは、速やかに公安機関に通報しなければならない。

第二十六条

【原文】海关在对进出境人员携带现金和无记名有价证券实施监管的过程中，发现涉嫌恐怖主义融资的，应当立即通报国务院反洗钱行政主管部门和有管辖权的公安机关。

【訳文】税関は、出入境者が携帯する現金及び無記名有価証券に対する監督管理を実施する過程において、テロ資金供与の嫌疑を発見したときは、直ちに国务院のマネーロンダリング防止行政主管部门及び管轄権を有する公安機関に通報しなければならない。

第二十七条

【原文】地方各级人民政府制定、组织实施城乡规划，应当符合反恐怖主义工作的需要。地方各级人民政府应当根据需求，组织、督促有关建设单位在主要道路、交通枢纽、城市公共区域的重点部位，配备、安装公共安全视频图像信息系统等防范恐怖袭击的技防、物防设备、设施。

【訳文】地方各級人民政府が都市農村計画を策定し及び組織して実施するに当たっては、反テロリズム業務の必要に適合しなければならない。

地方各級人民政府は、必要に応じて、関係する建設事業者を組織し及び督促して、主要道路、交通の結節点及び都市の公共区域の重点部位に、公共安全ビデオ画像情報システム等のテロ攻撃を防止するための技術的防護及び物理的防護の設備及び施設を配備し及び設置させなければならない。

第二十八条

【原文】公安机关和有关部门对宣扬极端主义，利用极端主义危害公共安全、扰乱公共秩序、侵犯人身财产、妨害社会管理的，应当及时予以制止，依法追究法律责任。

公安机关发现极端主义活动的，应当责令立即停止，将有关人员强行带离现场并登记身份信息，对有关物品、资料予以收缴，对非法活动场所予以查封。

任何单位和个人发现宣扬极端主义的物品、资料、信息的，应当立即向公安机关报告。

【訳文】公安機関及び関係部門は、過激主義を宣伝し、又は過激主義を利用して公共の安全に危害を及ぼし、公共の秩序を攪乱し、人身及び財産を侵害し、若しくは社会管理を妨害する者に対しては、速やかにこれを制止し、法により法的責任を追及しなければならない。

公安機関は、過激主義活動を発見したときは、直ちに停止するよう命じ、関係者を強制的に現場から退去させてその身分情報を登録し、関係する物品及び資料を没収し、不法な活動場所を封鎖しなければならない。

いかなる法人その他の団体及び個人も、過激主義を宣伝する物品、資料又は情報を発見したときは、直ちに公安機関に報告しなければならない。

第二十九条

【原文】对被教唆、胁迫、引诱参与恐怖活动、极端主义活动，或者参与恐怖活动、极端主义活动情节轻微，尚不构成犯罪的人员，公安机关应当组织有关部门、村民委员会、居民委员会、所在单位、就读学校、家庭和监护人对其进行帮教。

监狱、看守所、社区矫正机构应当加强对服刑的恐怖活动罪犯和极端主义罪犯的管理、教育、矫正等工作。监狱、看守所对恐怖活动罪犯和极端主义罪犯，根据教育改造和维护监管秩序的需要，可以与普通刑事罪犯混合关押，也可以个别关押。

【訳文】教唆され、脅迫され若しくは誘惑されてテロ活動若しくは過激主義活動に参加し、又はテロ活動若しくは過激主義活動に参加したがその情状が軽微で、まだ犯罪を構成しない者に対しては、公安機関は、関係部門、村民委員会、住民委員会、所属する法人その他の団体、在籍する学校、家庭及び監護人を組織して、その者に対する援助教育を行わなければならない。

監獄、看守所及びコミュニティ矯正機構は、服役中のテロ活動の受刑者及び過激主義の受刑者に対する管理、教育、矯正等の業務を強化しなければならない。監獄及び看守所は、テロ活動の受刑者及び過激主義の受刑者について、教育改造及び監督管理秩序の維持の必要に応じて、一般の刑事受刑者と混合して拘禁することができ、また、個別に拘禁することもできる。

第三十条

【原文】对恐怖活动罪犯和极端主义罪犯被判处徒刑以上刑罚的，监狱、看守所应当在刑满释放前根据其犯罪性质、情节和社会危害程度，服刑期间的表现，释放后对所居住社区的影响等进行社会危险性评估。进行社会危险性评估，应当听取有关基层组织 and 原办案机关的意见。经评估具有社会危险性的，监狱、看守所应当向罪犯服刑地的中级人民法院提出安置教育建议，并将建议书副本抄送同级人民检察院。

罪犯服刑地的中级人民法院对于确有社会危险性的，应当在罪犯刑满释放前作出责令其在刑满释放后接受安置教育的决定。决定书副本应当抄送同级人民检察院。被决定安置教育的人员对决定不服的，可以向上一级人民法院申请复议。

安置教育由省级人民政府组织实施。安置教育机构应当每年对被安置教育人员进行评估，对于确有悔改表现，不致再危害社会的，应当及时提出解除安置教育的意见，报决定安置教育的中级人民法院作出决定。被安置教育人员有权申请解除安置教育。

人民检察院对安置教育的决定和执行实行监督。

【訳文】テロ活動の受刑者及び過激主義の受刑者で懲役以上の刑罰を言い渡されたものについては、監獄及び看守所は、刑期満了による釈放の前に、その犯罪の性質、情状及び社会的危害の程度、服役期間中の態度並びに釈放後に居住するコミュニティへの影響等に基づき、社会的危険性の評価を行わなければならない。社会的危険性の評価を行うに当たっては、関係する末端組織及び原事件処理機関の意見を聴取しなければならない。評価の結果、社会的

危険性を有するときは、監獄及び看守所は、受刑者の服役地の中級人民法院に収容教育の建議を提出し、かつ、建議書の副本を同級の人民検察院に送付しなければならない。

受刑者の服役地の中級人民法院は、確かに社会的危険性を有する者については、受刑者の刑期満了による釈放の前に、刑期満了による釈放後に収容教育を受けるよう命ずる決定をしなければならない。決定書の副本は、同級の人民検察院に送付しなければならない。収容教育を決定された者は、決定に不服があるときは、一級上の人民法院に再議を申請することができる。

収容教育は、省級人民政府が組織して実施する。収容教育機構は、毎年、収容教育を受けている者について評価を行い、確かに悔悟の態度を示し、再び社会に危害を及ぼすおそれがない者については、速やかに収容教育の解除の意見を提出し、収容教育を決定した中級人民法院に報告して決定を求めなければならない。収容教育を受けている者は、収容教育の解除を申請する権利を有する。

人民検察院は、収容教育の決定及び執行について監督を行う。

第三十一条

【原文】公安机关应当会同有关部门，将遭受恐怖袭击的可能性较大以及遭受恐怖袭击可能造成重大的人身伤亡、财产损失或者社会影响的单位、场所、活动、设施等确定为防范恐怖袭击的重点目标，报本级反恐怖主义工作领导小组备案。

【訳文】公安機関は、関係部門と共同して、テロ攻撃を受ける可能性が比較的大きく、又はテロ攻撃を受けた場合に重大な人の死傷、財産の損失若しくは社会的影響を生じさせるおそれのある法人その他の団体、場所、活動、施設等を、テロ攻撃防止の重点目標として確定し、当該級の反テロリズム業務指導機構に報告して記録にとどめなければならない。

第三十二条

【原文】重点目标的管理单位应当履行下列职责：

- （一）制定防范和应对处置恐怖活动的预案、措施，定期进行培训和演练；
- （二）建立反恐怖主义工作专项经费保障制度，配备、更新防范和处置设备、设施；
- （三）指定相关机构或者落实责任人员，明确岗位职责；
- （四）实行风险评估，实时监测安全威胁，完善内部安全管理；
- （五）定期向公安机关和有关部门报告防范措施落实情况。

重点目标的管理单位应当根据城乡规划、相关标准和实际需要，对重点目标同步设计、同步建设、同步运行符合本法第二十七条规定的技防、物防设备、设施。

重点目标的管理单位应当建立公共安全视频图像信息系统值班监看、信息保存使用、运行维护等管理制度，保障相关系统正常运行。采集的视频图像信息保存期限不得少于九十日。

对重点目标以外的涉及公共安全的其他单位、场所、活动、设施，其主管部门和管理单位应当依照法律、行政法规规定，建立健全安全管理制度，落实安全责任。

【訳文】重点目標の管理者は、次に掲げる職責を履行しなければならない。

(1) テロ活動の防止及び対応処置の事前計画及び措置を策定し、定期的に訓練及び演習を行うこと。

(2) 反テロリズム業務の専用経費の保障制度を確立し、防止及び処置のための設備及び施設を配備し及び更新すること。

(3) 関連機構を指定し、又は責任者を定め、職務上の職責を明確にすること。

(4) リスク評価を実施し、安全上の脅威をリアルタイムで監視し、内部の安全管理を整備すること。

(5) 防止措置の実施状況を定期的に公安機関及び関係部門に報告すること。

重点目標の管理者は、都市農村計画、関連する基準及び実際の必要に基づき、重点目標について、この法律第 27 条の規定に適合する技術的防護及び物理的防護の設備及び施設を、同時に設計し、同時に建設し、同時に運用しなければならない。

重点目標の管理者は、公共安全ビデオ画像情報システムの当直監視、情報の保存及び使用、運用保守等の管理制度を確立し、関連するシステムの正常な運用を保障しなければならない。収集したビデオ画像情報の保存期間は、90 日を下回ってはならない。

重点目標以外の公共の安全に関わるその他の法人その他の団体、場所、活動及び施設については、その主管部门及び管理者は、法律及び行政法規の規定に従い、安全管理制度を確立し及び整備し、安全責任を実施しなければならない。

第三十三条

【原文】重点目标的管理单位应当对重要岗位人员进行安全背景审查。对有不适合情形的人员，应当调整工作岗位，并将有关情况通报公安机关。

【訳文】重点目標の管理者は、重要な職位の人員について安全上の経歴審査を行わなければならない。不適格な事情のある者については、その職位を変更し、かつ、関係する状況を公安機関に通報しなければならない。

第三十四条

【原文】大型活动承办单位以及重点目标的管理单位应当依照规定，对进入大型活动场所、机场、火车站、码头、城市轨道交通站、公路长途客运站、口岸等重点目标的人员、物品和交通工具进行安全检查。发现违禁品和管制物品，应当予以扣留并立即向公安机关报告；发现涉嫌违法犯罪人员，应当立即向公安机关报告。

【訳文】大規模活動の主催者及び重点目標の管理者は、規定に従い、大規模活動の会場、空港、鉄道駅、埠頭、都市軌道交通の駅、道路の長距離旅客運送ターミナル、通関地等の重点

目標に入る人員、物品及び交通手段について安全検査を行わなければならない。禁制品及び規制物品を発見したときは、留置し、かつ、直ちに公安機関に報告しなければならない。違法犯罪の嫌疑者を発見したときは、直ちに公安機関に報告しなければならない。

第三十五条

【原文】对航空器、列车、船舶、城市轨道车辆、公共电汽车等公共交通运输工具，营运单位应当依照规定配备安保人员和相应设备、设施，加强安全检查和保卫工作。

【訳文】航空機、列車、船舶、都市軌道車両、路線バス等の公共交通運輸手段については、運営者は、規定に従って保安要員並びに相応の設備及び施設を配備し、安全検査及び警備業務を強化しなければならない。

第三十六条

【原文】公安机关和有关部门应当掌握重点目标的基础信息和重要动态，指导、监督重点目标的管理单位履行防范恐怖袭击的各项职责。

公安机关、中国人民武装警察部队应当依照有关规定对重点目标进行警戒、巡逻、检查。

【訳文】公安機関及び関係部門は、重点目標の基礎情報及び重要な動向を把握し、重点目標の管理者がテロ攻撃防止の各職責を履行するよう指導し及び監督しなければならない。

公安機関及び中国人民武装警察部隊は、関係規定に従い、重点目標について警戒、巡回及び検査を行わなければならない。

第三十七条

【原文】飞行管制、民用航空、公安等主管部门应当按照职责分工，加强空域、航空器和飞行活动管理，严密防范针对航空器或者利用飞行活动实施的恐怖活动。

【訳文】飛行管制、民間航空、公安等の主管部門は、職責の分担に従い、空域、航空機及び飛行活動の管理を強化し、航空機に対して又は飛行活動を利用して実行されるテロ活動を厳重に防止しなければならない。

第三十八条

【原文】各级人民政府和军事机关应当在重点国（边）境地段和口岸设置拦阻隔离网、视频图像采集和防越境报警设施。

公安机关和中国人民解放军应当严密组织国（边）境巡逻，依照规定对抵离国（边）境前沿、进出国（边）境管理区和国（边）境通道、口岸的人员、交通运输工具、物品，以及沿海沿边地区的船舶进行查验。

【訳文】各級人民政府及び軍事機関は、重点となる国（辺）境地域及び通関地において、阻止隔離フェンス、ビデオ画像収集設備及び越境防止警報設備を設置しなければならない。公安機関及び中国人民解放軍は、国（辺）境の巡回を厳密に組織し、規定に従い、国（辺）境の最前線に到着し若しくはこれを離れ、国（辺）境管理区域に出入りし、又は国（辺）境の通路若しくは通関地を通過する人員、交通運輸手段及び物品並びに沿海及び辺境地区の船舶について検査を行わなければならない。

第三十九条

【原文】出入境证件签发机关、出入境边防检查机关对恐怖活动人员和恐怖活动嫌疑人员，有权决定不准其出境入境、不予签发出境入境证件或者宣布其出境入境证件作废。

【訳文】出入国証明書の発給機関及び出入国辺境防衛検査機関は、テロ活動人員及びテロ活動の嫌疑者に対し、その出入国を許可せず、出入国証明書を発給せず、又はその出入国証明書を無効と宣言することを決定する権限を有する。

第四十条

【原文】海关、出入境边防检查机关发现恐怖活动嫌疑人员或者涉嫌恐怖活动物品的，应当依法扣留，并立即移送公安机关或者国家安全机关。

【訳文】税関及び出入国辺境防衛検査機関は、テロ活動の嫌疑者又はテロ活動に関わる嫌疑のある物品を発見したときは、法により留置し、かつ、直ちに公安機関又は国家安全機関に移送しなければならない。

第四十一条

【原文】国务院外交、公安、国家安全、发展改革、工业和信息化、商务、旅游等主管部门应当建立境外投资合作、旅游等安全风险评估制度，对中国在境外的公民以及驻外机构、设施、财产加强安全保护，防范和应对恐怖袭击。

【訳文】国务院の外交、公安、国家安全、発展改革、工業・情報化、商務、観光等の主管部門は、境外の投資協力、観光等に関する安全リスク評価制度を確立し、境外にいる中国の公民並びに在外機構、施設及び財産に対する安全保護を強化し、テロ攻撃を防止し及びこれに対応しなければならない。

第四十二条

【原文】驻外机构应当建立健全安全防范制度和应对处置预案，加强对有关人员、设施、财产的安全保护。

【訳文】在外機構は、安全防止制度及び対応処置の事前計画を確立し及び整備し、関係する人員、施設及び財産に対する安全保護を強化しなければならない。

第4章 情報（第四章 情報 情報）

第四十三条

【原文】国家反恐怖主义工作领导机构建立国家反恐怖主义情报中心，实行跨部门、跨地区情报信息工作机制，统筹反恐怖主义情报信息工作。

有关部门应当加强反恐怖主义情报信息搜集工作，对搜集的有关线索、人员、行动类情报信息，应当依照规定及时统一归口报送国家反恐怖主义情报中心。

地方反恐怖主义工作领导机构应当建立跨部门情报信息工作机制，组织开展反恐怖主义情报信息工作，对重要的情报信息，应当及时向上级反恐怖主义工作领导机构报告，对涉及其他地方的紧急情报信息，应当及时通报相关地方。

【訳文】国家反テロリズム業務指導機構は、国家反テロリズム情報センターを設立し、部門及び地区を越えた情報業務の仕組みを実施し、反テロリズムの情報業務を統括する。

関係部門は、反テロリズムの情報収集業務を強化し、収集した関係する手掛かり、人員及び行動に関する情報を、規定に従い、速やかに一元的な窓口を通じて国家反テロリズム情報センターに報告し送付しなければならない。

地方の反テロリズム業務指導機構は、部門を越えた情報業務の仕組みを確立し、反テロリズムの情報業務を組織して展開し、重要な情報については速やかに上級の反テロリズム業務指導機構に報告し、その他の地方に関わる緊急の情報については速やかに関連する地方に通報しなければならない。

第四十四条

【原文】公安机关、国家安全机关和有关部门应当依靠群众，加强基层基础工作，建立基层情报信息工作力量，提高反恐怖主义情报信息工作能力。

【訳文】公安機関、国家安全機関及び関係部門は、大衆に依拠し、末端の基礎業務を強化し、末端の情報業務の力量を確立し、反テロリズムの情報業務の能力を高めなければならない。

第四十五条

【原文】公安机关、国家安全机关、军事机关在其职责范围内，因反恐怖主义情报信息工作的需要，根据国家有关规定，经过严格的批准手续，可以采取技术侦察措施。

依照前款规定获取的材料，只能用于反恐怖主义应对处置和对恐怖活动犯罪、极端主义犯罪的侦查、起诉和审判，不得用于其他用途。

【訳文】公安機関、国家安全機関及び軍事機関は、その職責の範囲内において、反テロリズムの情報業務の必要により、国家の関係規定に基づき、厳格な承認手続を経て、技術偵察措置をとることができる。

前項の規定により取得した資料は、反テロリズムの対応処置並びにテロ活動犯罪及び過激主義犯罪の捜査、起訴及び審判にのみ用いることができ、その他の用途に用いてはならない。

第四十六条

【原文】有关部门对于在本法第三章规定的安全防范工作中获取的信息，应当根据国家反恐怖主义情报中心的要求，及时提供。

【訳文】関係部門は、この法律第3章に定める安全防止業務において取得した情報を、国家反テロリズム情報センターの要求に従って、速やかに提供しなければならない。

第四十七条

【原文】国家反恐怖主义情报中心、地方反恐怖主义工作领导小组以及公安机关等有关部门应当对有关情报信息进行筛查、研判、核查、监控，认为有发生恐怖事件危险，需要采取相应的安全防范、应对处置措施的，应当及时通报有关部门和单位，并可以根据情况发出预警。有关部门和单位应当根据通报做好安全防范、应对处置工作。

【訳文】国家反テロリズム情報センター、地方の反テロリズム業務指導機構及び公安機関等の関係部門は、関係する情報について選別、分析判断、確認及び監視を行い、テロ事件が発生する危険があり、相応の安全防止及び対応処置の措置をとる必要があると認めるときは、速やかに関係部門及び法人その他の団体に通報しなければならず、状況に応じて警報を発することができる。関係部門及び法人その他の団体は、通報に基づいて安全防止及び対応処置の業務を適切に行わなければならない。

第四十八条

【原文】反恐怖主义工作领导小组、有关部门和单位、个人应当对履行反恐怖主义工作职责、义务过程中知悉的国家秘密、商业秘密和个人隐私予以保密。

违反规定泄露国家秘密、商业秘密和个人隐私的，依法追究法律责任。

【訳文】反テロリズム業務指導機構並びに関係部門、法人その他の団体及び個人は、反テロリズム業務の職責及び義務を履行する過程において知り得た国家秘密、営業秘密及び個人のプライバシーについて秘密を保持しなければならない。

規定に違反して国家秘密、営業秘密又は個人のプライバシーを漏洩したときは、法により法的責任を追及する。

第5章 調査（第五章 調査）

第四十九条

【原文】公安机关接到恐怖活动嫌疑的报告或者发现恐怖活动嫌疑，需要调查核实的，应当迅速进行调查。

【訳文】公安機関は、テロ活動の嫌疑の報告を受け、又はテロ活動の嫌疑を発見し、調査確認を要するときは、迅速に調査を行わなければならない。

第五十条

【原文】公安机关调查恐怖活动嫌疑，可以依照有关法律规定对嫌疑人员进行盘问、检查、传唤，可以提取或者采集肖像、指纹、虹膜图像等人体生物识别信息和血液、尿液、脱落细胞等生物样本，并留存其签名。

公安机关调查恐怖活动嫌疑，可以通知了解有关情况的人员到公安机关或者其他地点接受询问。

【訳文】公安機関は、テロ活動の嫌疑を調査するに当たり、関係法律の規定により、嫌疑者に対して職務質問、検査及び召喚を行うことができ、肖像、指紋、虹彩画像等の人体の生体識別情報並びに血液、尿、脱落細胞等の生体試料を抽出し又は採取し、その署名を保存することができる。

公安機関は、テロ活動の嫌疑を調査するに当たり、関係する状況を知る者に対し、公安機関その他の場所に出頭して事情聴取を受けるよう通知することができる。

第五十一条

【原文】公安机关调查恐怖活动嫌疑，有权向有关单位和个人收集、调取相关信息和材料。有关单位和个人应当如实提供。

【訳文】公安機関は、テロ活動の嫌疑を調査するに当たり、関係する法人その他の団体及び個人から関連する情報及び資料を収集し、又は取り寄せる権限を有する。関係する法人その他の団体及び個人は、事実のとおり提供しなければならない。

第五十二条

【原文】公安机关调查恐怖活动嫌疑，经县级以上公安机关负责人批准，可以查询嫌疑人员的存款、汇款、债券、股票、基金份额等财产，可以采取查封、扣押、冻结措施。查封、扣押、冻结的期限不得超过二个月，情况复杂的，可以经上一级公安机关负责人批准延长一个月。

【訳文】公安機関は、テロ活動の嫌疑を調査するに当たり、県級以上の公安機関の責任者の承認を経て、嫌疑者の預金、送金、債券、株式、ファンド持分等の財産を照会することができ、差押え、押収及び凍結の措置をとることができる。差押え、押収及び凍結の期間は2か月を超えてはならない。事情が複雑なときは、一級上の公安機関の責任者の承認を経て、1か月延長することができる。

第五十三条

【原文】公安机关调查恐怖活动嫌疑，经县级以上公安机关负责人批准，可以根据其危险程度，责令恐怖活动嫌疑人员遵守下列一项或者多项约束措施：

- （一）未经公安机关批准不得离开所居住的市、县或者指定的处所；
- （二）不得参加大型群众性活动或者从事特定的活动；
- （三）未经公安机关批准不得乘坐公共交通工具或者进入特定的场所；
- （四）不得与特定的人员会见或者通信；
- （五）定期向公安机关报告活动情况；
- （六）将护照等出入境证件、身份证件、驾驶证件交公安机关保存。

公安机关可以采取电子监控、不定期检查等方式对其遵守约束措施的情况进行监督。

采取前两款规定的约束措施的期限不得超过三个月。对不需要继续采取约束措施的，应当及时解除。

【訳文】公安機関は、テロ活動の嫌疑を調査するに当たり、県級以上の公安機関の責任者の承認を経て、その危険の程度に応じて、テロ活動の嫌疑者に対し、次に掲げる拘束措置の1つ又は複数を遵守するよう命ずることができる。

- （1）公安機関の承認を得ずに、居住する市若しくは県又は指定された場所を離れないこと。
- （2）大規模な大衆的活動に参加せず、又は特定の活動に従事しないこと。
- （3）公安機関の承認を得ずに、公共交通機関に乗車し、又は特定の場所に立ち入らないこと。
- （4）特定の者と面会し又は通信しないこと。
- （5）定期的に公安機関に活動状況を報告すること。
- （6）旅券等の出入国証明書、身分証明書及び運転免許証を公安機関に預けて保管させること。

公安機関は、電子監視、不定期の検査等の方法により、拘束措置の遵守状況を監督することができる。

前2項に定める拘束措置をとる期間は、3か月を超えてはならない。拘束措置を引き続きとる必要がない者については、速やかに解除しなければならない。

第五十四条

【原文】公安机关经调查，发现犯罪事实或者犯罪嫌疑人的，应当依照刑事诉讼法的规定立案侦查。本章规定的有关期限届满，公安机关未立案侦查的，应当解除有关措施。

【訳文】公安機関は、調査により犯罪事実又は被疑者を発見したときは、刑事訴訟法の規定により立件して捜査しなければならない。この章に定める関係期間が満了しても公安機関が立件して捜査しないときは、関係する措置を解除しなければならない。

第 6 章 対応処置（第六章 应对处置）

第五十五条

【原文】国家建立健全恐怖事件应对处置预案体系。

国家反恐怖主义工作领导机构应当针对恐怖事件的规律、特点和可能造成的社会危害，分级、分类制定国家应对处置预案，具体规定恐怖事件应对处置的组织指挥体系和恐怖事件安全防范、应对处置程序以及事后社会秩序恢复等内容。

有关部门、地方反恐怖主义工作领导机构应当制定相应的应对处置预案。

【訳文】国家は、テロ事件の対応処置の事前計画の体系を確立し及び整備する。

国家反テロリズム業務指導機構は、テロ事件の法則、特徴及び生じさせ得る社会的危害に即して、等級別及び類型別に国家の対応処置の事前計画を策定し、テロ事件の対応処置の組織指揮体系、テロ事件の安全防止及び対応処置の手續並びに事後の社会秩序の回復等の内容を具体的に定めなければならない。

関係部門及び地方の反テロリズム業務指導機構は、相応の対応処置の事前計画を策定しなければならない。

第五十六条

【原文】应对处置恐怖事件，各级反恐怖主义工作领导机构应当成立由有关部门参加的指挥机构，实行指挥长负责制。反恐怖主义工作领导机构负责人可以担任指挥长，也可以确定公安机关负责人或者反恐怖主义工作领导机构的其他成员单位负责人担任指挥长。

跨省、自治区、直辖市发生的恐怖事件或者特别重大恐怖事件的应对处置，由国家反恐怖主义工作领导机构负责指挥；在省、自治区、直辖市范围内发生的涉及多个行政区域的恐怖事件或者重大恐怖事件的应对处置，由省级反恐怖主义工作领导机构负责指挥。

【訳文】テロ事件に対応し処置するに当たり、各級の反テロリズム業務指導機構は、関係部門が参加する指揮機構を設け、指揮長責任制を実施しなければならない。反テロリズム業務指導機構の責任者が指揮長を担当することができ、また、公安機関の責任者又は反テロリズム業務指導機構のその他の構成機関の責任者を指揮長に指定することもできる。

省、自治区又は直轄市にまたがって発生したテロ事件又は特に重大なテロ事件の対応処置は、国家反テロリズム業務指導機構が指揮を担当する。省、自治区又は直轄市の範囲内で発生した複数の行政区域に関わるテロ事件又は重大なテロ事件の対応処置は、省級の反テロリズム業務指導機構が指揮を担当する。

第五十七条

【原文】恐怖事件发生后，发生地反恐怖主义工作领导小组应当立即启动恐怖事件应对处置预案，确定指挥长。有关部门和中国人民解放军、中国人民武装警察部队、民兵组织，按照反恐怖主义工作领导小组和指挥长的统一领导、指挥，协同开展打击、控制、救援、救护等现场应对处置工作。

上级反恐怖主义工作领导小组可以对应处置工作进行指导，必要时调动有关反恐怖主义力量进行支援。

需要进入紧急状态的，由全国人民代表大会常务委员会或者国务院依照宪法和其他有关法律规定的权限和程序决定。

【訳文】テロ事件の発生後、発生地の反テロリズム業務指導機構は、直ちにテロ事件の対応処置の事前計画を発動し、指揮長を確定しなければならない。関係部門並びに中国人民解放军、中国人民武装警察部隊及び民兵組織は、反テロリズム業務指導機構及び指揮長の統一的な指導及び指揮に従い、協同して制圧、管制、救援、救護等の現場の対応処置業務を展開する。

上級の反テロリズム業務指導機構は、対応処置業務について指導を行うことができ、必要なときは関係する反テロリズムの力量を動員して支援を行う。

緊急状態に入る必要があるときは、全国人民代表大会常務委員会又は国务院が、憲法その他の関係法律に定める権限及び手続に従って決定する。

第五十八条

【原文】发现恐怖事件或者疑似恐怖事件后，公安机关应当立即进行处置，并向反恐怖主义工作领导小组报告；中国人民解放军、中国人民武装警察部队发现正在实施恐怖活动的，应当立即予以控制并将案件及时移交公安机关。

反恐怖主义工作领导小组尚未确定指挥长的，由在场处置的公安机关职级最高的人员担任现场指挥员。公安机关未能到达现场的，由在场处置的中国人民解放军或者中国人民武装警察部队职级最高的人员担任现场指挥员。现场应对处置人员无论是否属于同一单位、系统，均应当服从现场指挥员的指挥。

指挥长确定后，现场指挥员应当向其请示、报告工作或者有关情况。

【訳文】テロ事件又はテロ事件の疑いのある事件を発見した後、公安機関は、直ちに処置を行い、かつ、反テロリズム業務指導機構に報告しなければならない。中国人民解放军及び中

中国人民武装警察部隊は、現に実行されているテロ活動を発見したときは、直ちにこれを制圧し、事件を速やかに公安機関に引き継がなければならない。

反テロリズム業務指導機構がまだ指揮長を確定していないときは、その場で処置に当たる公安機関の職級の最も高い者が現場指揮官を担当する。公安機関が現場に到着することができないときは、その場で処置に当たる中国人民解放軍又は中国人民武装警察部隊の職級の最も高い者が現場指揮官を担当する。現場の対応処置人員は、同一の法人その他の団体又は系統に属するか否かにかかわらず、すべて現場指揮官の指揮に従わなければならない。

指揮長が確定した後、現場指揮官は、指揮長に対して指示を仰ぎ、業務又は関係する状況を報告しなければならない。

第五十九条

【原文】中华人民共和国在境外的机构、人员、重要设施遭受或者可能遭受恐怖袭击的，国务院外交、公安、国家安全、商务、金融、国有资产监督管理、旅游、交通运输等主管部门应当及时启动应对处置预案。国务院外交部门应当协调有关国家采取相应措施。

中华人民共和国在境外的机构、人员、重要设施遭受严重恐怖袭击后，经与有关国家协商同意，国家反恐怖主义工作领导机构可以组织外交、公安、国家安全等部门派出工作人员赴境外开展应对处置工作。

【訳文】中華人民共和国の境外にある機構、人員又は重要施設がテロ攻撃を受け又は受けるおそれがあるときは、国务院の外交、公安、国家安全、商務、金融、国有資産監督管理、観光、交通運輸等の主管部门は、速やかに対応処置の事前計画を発動しなければならない。国务院外交部門は、関係国家と調整して相応の措置をとらせなければならない。

中華人民共和国の境外にある機構、人員又は重要施設が重大なテロ攻撃を受けた後、関係国家との協議を経てその同意を得て、国家反テロリズム業務指導機構は、外交、公安、国家安全等の部門を組織して職員を派遣し、境外に赴かせて対応処置業務を展開させることができる。

第六十条

【原文】应对处置恐怖事件，应当优先保护直接受到恐怖活动危害、威胁人员的人身安全。

【訳文】テロ事件に対応し処置するに当たっては、テロ活動により直接に危害又は脅威を受けている者の人身の安全を優先的に保護しなければならない。

第六十一条

【原文】恐怖事件发生后，负责应对处置的反恐怖主义工作领导机构可以决定由有关部门和单位采取下列一项或者多项应对处置措施：

- （一）组织营救和救治受害人员，疏散、撤离并妥善安置受到威胁的人员以及采取其他救助措施；
- （二）封锁现场和周边道路，查验现场人员的身份证件，在有关场所附近设置临时警戒线；
- （三）在特定区域内实施空域、海（水）域管制，对特定区域内的交通运输工具进行检查；
- （四）在特定区域内实施互联网、无线电、通讯管制；
- （五）在特定区域内或者针对特定人员实施出境入境管制；
- （六）禁止或者限制使用有关设备、设施，关闭或者限制使用有关场所，中止人员密集的活动或者可能导致危害扩大的生产经营活动；
- （七）抢修被损坏的交通、电信、互联网、广播电视、供水、排水、供电、供气、供热等公共设施；
- （八）组织志愿人员参加反恐怖主义救援工作，要求具有特定专长的人员提供服务；
- （九）其他必要的应对处置措施。

采取前款第三项至第五项规定的应对处置措施，由省级以上反恐怖主义工作领导机构决定或者批准；采取前款第六项规定的应对处置措施，由设区的市级以上反恐怖主义工作领导机构决定。应对处置措施应当明确适用的时间和空间范围，并向社会公布。

【訳文】テロ事件の発生後、対応処置を担当する反テロリズム業務指導機構は、関係部門及び法人その他の団体に次に掲げる対応処置措置の1つ又は複数をとらせることを決定することができる。

- （1）被害者の救出及び救命治療を組織し、脅威を受けている者を疎開させ、避難させ及び適切に収容し、並びにその他の救助措置をとること。
- （2）現場及び周辺の道路を封鎖し、現場にいる者の身分証明書を確認し、関係する場所の付近に臨時の警戒線を設けること。
- （3）特定の区域内において空域及び海域（水域）の管制を実施し、特定の区域内の交通運輸手段について検査を行うこと。
- （4）特定の区域内においてインターネット、無線及び通信の管制を実施すること。
- （5）特定の区域内において、又は特定の者に対して出入国管制を実施すること。
- （6）関係する設備若しくは施設の使用を禁止し若しくは制限し、関係する場所を閉鎖し若しくはその使用を制限し、人が密集する活動又は危害の拡大を招くおそれのある生産经营活动を中止させること。
- （7）損壊された交通、電気通信、インターネット、放送テレビ、給水、排水、電力供給、ガス供給、熱供給等の公共施設を緊急修理すること。
- （8）ボランティアを組織して反テロリズムの救援業務に参加させ、特定の専門技能を有する者にサービスの提供を求めること。
- （9）その他の必要な対応処置措置

前項第3号から第5号までに定める対応処置措置をとるときは、省級以上の反テロリズム業務指導機構が決定し又は承認する。前項第6号に定める対応処置措置をとるときは、区を設

ける市級以上の反テロリズム業務指導機構が決定する。対応処置措置は、適用する時間的及び空間的範囲を明確にし、社会に公表しなければならない。

第六十二条

【原文】人民警察、人民武装警察以及其他依法配备、携带武器的应对处置人员，对在现场持枪支、刀具等凶器或者使用其他危险方法，正在或者准备实施暴力行为的人员，经警告无效的，可以使用武器；紧急情况下或者警告后可能导致更为严重危害后果的，可以直接使用武器。

【訳文】人民警察官、人民武装警察官その他法により武器を配備され又は携帯する対応処置人員は、現場において銃器、刃物等の凶器を持ち、又はその他の危険な方法を用いて、現に暴力行為を実行し又は実行しようとしている者に対し、警告が功を奏しないときは、武器を使用することができる。緊急の場合又は警告によってより重大な危害の結果を招くおそれがある場合は、直ちに武器を使用することができる。

第六十三条

【原文】恐怖事件发生、发展和应对处置信息，由恐怖事件发生地的省级反恐怖主义工作领导机构统一发布；跨省、自治区、直辖市发生的恐怖事件，由指定的省级反恐怖主义工作领导机构统一发布。

任何单位和个人不得编造、传播虚假恐怖事件信息；不得报道、传播可能引起模仿的恐怖活动的实施细节；不得发布恐怖事件中残忍、不人道的场景；在恐怖事件的应对处置过程中，除新闻媒体经负责发布信息的反恐怖主义工作领导机构批准外，不得报道、传播现场应对处置的工作人员、人质身份信息和应对处置行动情况。

【訳文】テロ事件の発生、進展及び対応処置に関する情報は、テロ事件の発生地在省級の反テロリズム業務指導機構が一元的に発表する。省、自治区又は直轄市にまたがって発生したテロ事件については、指定された省級の反テロリズム業務指導機構が一元的に発表する。いかなる法人その他の団体及び個人も、虚偽のテロ事件の情報を捏造し又は流布してはならず、模倣を引き起こすおそれのあるテロ活動の実行の詳細を報道し又は流布してはならず、テロ事件における残忍で非人道的な場面を発表してはならない。テロ事件の対応処置の過程においては、報道機関が情報の発表を担当する反テロリズム業務指導機構の承認を得た場合を除き、現場の対応処置職員及び人質の身分情報並びに対応処置行動の状況を報道し又は流布してはならない。

第六十四条

【原文】恐怖事件应对处置结束后，各级人民政府应当组织有关部门帮助受影响的单位和个人尽快恢复生活、生产，稳定受影响地区的社会秩序和公众情绪。

【訳文】テロ事件の対応処置の終了後、各級人民政府は、関係部門を組織して、影響を受けた法人その他の団体及び個人ができる限り速やかに生活及び生産を回復するよう援助し、影響を受けた地区の社会秩序及び公衆の心情を安定させなければならない。

第六十五条

【原文】当地人民政府应当及时给予恐怖事件受害人员及其近亲属适当的救助，并向失去基本生活条件的受害人员及其近亲属及时提供基本生活保障。卫生、医疗保障等主管部门应当为恐怖事件受害人员及其近亲属提供心理、医疗等方面的援助。

【訳文】当地の人民政府は、テロ事件の被害者及びその近親者に速やかに適切な救助を与え、基本的な生活条件を失った被害者及びその近親者に速やかに基本的な生活保障を提供しなければならない。衛生、医療保障等の主管部門は、テロ事件の被害者及びその近親者に心理、医療等の面での援助を提供しなければならない。

第六十六条

【原文】公安机关应当及时对恐怖事件立案侦查，查明事件发生的原因、经过和结果，依法追究恐怖活动组织、人员的刑事责任。

【訳文】公安機関は、テロ事件について速やかに立件して捜査し、事件の発生の原因、経過及び結果を解明し、法によりテロ活動組織及び人員の刑事責任を追及しなければならない。

第六十七条

【原文】反恐怖主义工作领导小组应当对恐怖事件的发生和应对处置工作进行全面分析、总结评估，提出防范和应对处置改进措施，向上级反恐怖主义工作领导小组报告。

【訳文】反テロリズム業務指導機構は、テロ事件の発生及び対応処置業務について全面的な分析並びに総括及び評価を行い、防止及び対応処置の改善措置を提出し、一級上の反テロリズム業務指導機構に報告しなければならない。

第7章 国際協力（第七章 国际合作）

第六十八条

【原文】中华人民共和国根据缔结或者参加的国际条约，或者按照平等互惠原则，与其他国家、地区、国际组织开展反恐怖主义合作。

【訳文】中華人民共和国は、締結し若しくは加入した国際条約に基づき、又は平等互惠の原則に従って、その他の国家、地域及び国際組織と反テロリズムの協力を展開する。

第六十九条

【原文】国务院有关部门根据国务院授权，代表中国政府与外国政府和有关国际组织开展反恐怖主义政策对话、情报信息交流、执法合作和国际资金监管合作。

在不违背我国法律的前提下，边境地区的县级以上地方人民政府及其主管部门，经国务院或者中央有关部门批准，可以与相邻国家或者地区开展反恐怖主义情报信息交流、执法合作和国际资金监管合作。

【訳文】国務院の関係部門は、国務院の授權に基づき、中国政府を代表して外国政府及び関係国際組織と反テロリズムの政策対話、情報交流、法執行協力及び国際的な資金監督管理協力を展開する。

わが国の法律に違反しないことを前提として、辺境地区の県級以上の地方人民政府及びその主管部门は、国務院又は中央の関係部門の承認を経て、隣接する国家又は地域と反テロリズムの情報交流、法執行協力及び国際的な資金監督管理協力を展開することができる。

第七十条

【原文】涉及恐怖活动犯罪的刑事司法协助、引渡和被判刑人移管，依照有关法律规定执行。

【訳文】テロ活動犯罪に関わる刑事司法共助、犯罪人引渡し及び受刑者移送は、関係法律の規定により執行する。

第七十一条

【原文】经与有关国家达成协议，并报国务院批准，国务院公安部门、国家安全部门可以派员出境执行反恐怖主义任务。

中国人民解放军、中国人民武装警察部队派员出境执行反恐怖主义任务，由中央军事委员会批准。

【訳文】関係国家との合意に達し、かつ、国務院に報告して承認を得たときは、国務院公安部門及び国家安全部門は、職員を派遣して出境させ、反テロリズムの任務を遂行させることができる。

中国人民解放軍及び中国人民武装警察部隊が職員を派遣して出境させ、反テロリズムの任務を遂行させるときは、中央軍事委員会が承認する。

第七十二条

【原文】通过反恐怖主义国际合作取得的材料可以在行政处罚、刑事诉讼中作为证据使用，但我方承诺不作为证据使用的除外。

【訳文】反テロリズムの国際協力を通じて取得した資料は、行政処罰及び刑事訴訟において証拠として使用することができる。ただし、わが国が証拠として使用しないことを承諾したものは、この限りでない。

第8章 保障措置（第八章 保障措置）

第七十三条

【原文】国务院和县级以上地方各级人民政府应当按照事权划分，将反恐怖主义工作经费分别列入同级财政预算。

国家对反恐怖主义重点地区给予必要的经费支持，对应对处置大规模恐怖事件给予经费保障。

【訳文】国务院及び県級以上の地方各級人民政府は、事務権限の区分に従い、反テロリズム業務の経費をそれぞれ同級の財政予算に組み入れなければならない。

国家は、反テロリズムの重点地区に対して必要な経費の支援を与え、大規模なテロ事件の対応処置に対して経費を保障する。

第七十四条

【原文】公安机关、国家安全机关和有关部门，以及中国人民解放军、中国人民武装警察部队，应当依照法律规定的职责，建立反恐怖主义专业力量，加强专业训练，配备必要的反恐怖主义专业设备、设施。

县级、乡级人民政府根据需要，指导有关单位、村民委员会、居民委员会建立反恐怖主义工作力量、志愿者队伍，协助、配合有关部门开展反恐怖主义工作。

【訳文】公安機関、国家安全機関及び関係部門並びに中国人民解放軍及び中国人民武装警察部隊は、法律に定める職責に従い、反テロリズムの専門的な力量を確立し、専門的訓練を強化し、必要な反テロリズムの専門的な設備及び施設を配備しなければならない。

県級及び郷級の人民政府は、必要に応じて、関係する法人その他の団体、村民委員会及び住民委員会が反テロリズム業務の力量及びボランティア隊を確立し、関係部門による反テロリズム業務の展開に協力し及び協調するよう指導する。

第七十五条

【原文】对因履行反恐怖主义工作职责或者协助、配合有关部门开展反恐怖主义工作导致伤残或者死亡的人员，按照国家有关规定给予相应的待遇。

【訳文】反テロリズム業務の職責を履行し、又は関係部門による反テロリズム業務の展開に協力し若しくは協調したことにより負傷し、障害を負い又は死亡した者に対しては、国家の関係規定に従って相応の待遇を与える。

第七十六条

【原文】因报告和制止恐怖活动，在恐怖活动犯罪案件中作证，或者从事反恐怖主义工作，本人或者其近亲属的人身安全面临危险的，经本人或者其近亲属提出申请，公安机关、有关部门应当采取下列一项或者多项保护措施：

- （一）不公开真实姓名、住址和工作单位等个人信息；
- （二）禁止特定的人接触被保护人员；
- （三）对人身和住宅采取专门性保护措施；
- （四）变更被保护人员的姓名，重新安排住所和工作单位；
- （五）其他必要的保护措施。

公安机关、有关部门应当依照前款规定，采取不公开被保护单位的真实名称、地址，禁止特定的人接近被保护单位，对被保护单位办公、经营场所采取专门性保护措施，以及其他必要的保护措施。

【訳文】テロ活動を報告し若しくは阻止したことにより、テロ活動犯罪事件において証言したことにより、又は反テロリズム業務に従事したことにより、本人又はその近親者の人身の安全が危険にさらされているときは、本人又はその近親者の申請により、公安機関及び関係部門は、次に掲げる保護措置の1つ又は複数をとらなければならない。

- （1）実名、住所、勤務先等の個人情報を公開しないこと。
- （2）特定の者が被保護者に接触することを禁止すること。
- （3）身体及び住居について専門的な保護措置をとること。
- （4）被保護者の氏名を変更し、住所及び勤務先を改めて手配すること。
- （5）その他の必要な保護措置

公安機関及び関係部門は、前項の規定に従い、保護対象の法人その他の団体の実際の名称及び所在地を公開しないこと、特定の者が保護対象の法人その他の団体に接近することを禁止すること、保護対象の法人その他の団体の事務所及び営業の場所について専門的な保護措置をとること並びにその他の必要な保護措置をとらなければならない。

第七十七条

【原文】国家鼓励、支持反恐怖主义科学研究和技术创新，开发和推广使用先进的反恐怖主义技术、设备。

【訳文】国家は、反テロリズムの科学研究及び技術革新を奨励し及び支援し、先進的な反テロリズムの技術及び設備を開発し、普及させ、使用する。

第七十八条

【原文】公安机关、国家安全机关、中国人民解放军、中国人民武装警察部队因履行反恐怖主义职责的紧急需要，根据国家有关规定，可以征用单位和个人的财产。任务完成后应当及时归还或者恢复原状，并依照规定支付相应费用；造成损失的，应当补偿。

因开展反恐怖主义工作对有关单位和个人的合法权益造成损害的，应当依法给予赔偿、补偿。有关单位和个人有权依法请求赔偿、补偿。

【訳文】公安機関、国家安全機関、中国人民解放軍及び中国人民武装警察部隊は、反テロリズムの職責の履行の緊急の必要により、国家の関係規定に基づき、法人その他の団体及び個人の財産を徴用することができる。任務完了後は、速やかに返還し又は原状に回復し、かつ、規定に従って相応の費用を支払わなければならない。損失を生じさせたときは、補償しなければならない。

反テロリズム業務の展開により関係する法人その他の団体及び個人の合法的な権益に損害を与えたときは、法により賠償し又は補償しなければならない。関係する法人その他の団体及び個人は、法により賠償又は補償を請求する権利を有する。

第9章 法律責任（第九章 法律責任）

第七十九条

【原文】组织、策划、准备实施、实施恐怖活动，宣扬恐怖主义，煽动实施恐怖活动，非法持有宣扬恐怖主义的物品，强制他人在公共场所穿戴宣扬恐怖主义的服饰、标志，组织、领导、参加恐怖活动组织，为恐怖活动组织、恐怖活动人员、实施恐怖活动或者恐怖活动培训提供帮助的，依法追究刑事责任。

【訳文】テロ活動を組織し、計画し、実行を準備し若しくは実行し、テロリズムを宣伝し、テロ活動の実行を扇動し、テロリズムを宣伝する物品を不法に所持し、他人に公共の場所においてテロリズムを宣伝する服飾若しくは標章を着用させることを強制し、テロ活動組織を組織し、指導し若しくはこれに参加し、又はテロ活動組織、テロ活動人員、テロ活動の実行若しくはテロ活動の訓練に援助を提供した者は、法により刑事責任を追及する。

第八十条

【原文】参与下列活动之一，情节轻微，尚不构成犯罪的，由公安机关处十日以上十五日以下拘留，可以并处一万元以下罚款：

- （一）宣扬恐怖主义、极端主义或者煽动实施恐怖活动、极端主义活动的；
- （二）制作、传播、非法持有宣扬恐怖主义、极端主义的物品的；
- （三）强制他人在公共场所穿戴宣扬恐怖主义、极端主义的服饰、标志的；

（四）为宣扬恐怖主义、极端主义或者实施恐怖主义、极端主义活动提供信息、资金、物资、劳务、技术、场所等支持、协助、便利的。

【訳文】次に掲げる活動のいずれかに参加し、情状が軽微で、まだ犯罪を構成しない者は、公安機関が10日以上15日以下の拘留に処し、1万元以下の過料を併科することができる。

（1）テロリズム若しくは過激主義を宣伝し、又はテロ活動若しくは過激主義活動の実行を扇動したとき。

（2）テロリズム又は過激主義を宣伝する物品を作成し、流布し、又は不法に所持したとき。

（3）他人に公共の場所においてテロリズム又は過激主義を宣伝する服飾又は標章を着用させることを強制したとき。

（4）テロリズム若しくは過激主義の宣伝又はテロリズム若しくは過激主義の活動の実行のために、情報、資金、物資、役務、技術、場所等の支援、協力又は便宜を提供したとき。

第八十一条

【原文】利用极端主义，实施下列行为之一，情节轻微，尚不构成犯罪的，由公安机关处五日以上十五日以下拘留，可以并处一万元以下罚款：

（一）强迫他人参加宗教活动，或者强迫他人向宗教活动场所、宗教教职人员提供财物或者劳务的；

（二）以恐吓、骚扰等方式驱赶其他民族或者有其他信仰的人员离开居住地的；

（三）以恐吓、骚扰等方式干涉他人与其他民族或者有其他信仰的人员交往、共同生活的；

（四）以恐吓、骚扰等方式干涉他人生活习俗、方式和生产经营的；

（五）阻碍国家机关工作人员依法执行职务的；

（六）歪曲、诋毁国家政策、法律、行政法规，煽动、教唆抵制人民政府依法管理的；

（七）煽动、胁迫群众损毁或者故意损毁居民身份证、户口簿等国家法定证件以及人民币的；

（八）煽动、胁迫他人以宗教仪式取代结婚、离婚登记的；

（九）煽动、胁迫未成年人不接受义务教育的；

（十）其他利用极端主义破坏国家法律制度实施的。

【訳文】過激主義を利用して、次に掲げる行為のいずれかを実行し、情状が軽微で、まだ犯罪を構成しない者は、公安機関が5日以上15日以下の拘留に処し、1万元以下の過料を併科することができる。

（1）他人に宗教活動への参加を強要し、又は他人に宗教活動の場所若しくは宗教教職者に財物若しくは役務を提供することを強要したとき。

（2）威嚇、嫌がらせ等の方法により、他の民族の者又は他の信仰を有する者を居住地から追い出したとき。

（3）威嚇、嫌がらせ等の方法により、他人が他の民族の者又は他の信仰を有する者と交際し又は共に生活することに干渉したとき。

（4）威嚇、嫌がらせ等の方法により、他人の生活習俗、生活様式及び生産経営に干渉したとき。

（5）国家機関業務人員の法に基づく職務の執行を妨げたとき。

（6）国家の政策、法律又は行政法規を歪曲し又は誹謗し、人民政府の法に基づく管理に抵抗するよう扇動し又は教唆したとき。

（7）大衆を扇動し若しくは脅迫して住民身分証、戸籍簿等の国家の法定証明書若しくは人民元を損壊させ、又はこれらを故意に損壊したとき。

（8）他人を扇動し又は脅迫して、婚姻又は離婚の登記を宗教儀式で代替させたとき。

（9）未成年者を扇動し又は脅迫して義務教育を受けさせなかったとき。

（10）その他過激主義を利用して国家の法律制度の実施を破壊したとき。

第八十二条

【原文】明知他人有恐怖活动犯罪、极端主义犯罪行为，窝藏、包庇，情节轻微，尚不构成犯罪的，或者在司法机关向其调查有关情况、收集有关证据时，拒绝提供的，由公安机关处十日以上十五日以下拘留，可以并处一万元以下罚款。

【訳文】他人にテロ活動犯罪又は過激主義犯罪の行為があることを知りながら、隠匿し若しくはかばい、情状が軽微で、まだ犯罪を構成しない者、又は司法機関がその者に関連する状況を調査し若しくは関連する証拠を収集する際にその提供を拒んだ者は、公安機関が10日以上15日以下の拘留に処し、1万元以下の過料を併科することができる。

第八十三条

【原文】金融机构和特定非金融机构对国家反恐怖主义工作领导机构的办事机构公告的恐怖活动组织及恐怖活动人员的资金或者其他资产，未立即予以冻结的，由公安机关处二十万元以上五十万元以下罚款，并对直接负责的董事、高级管理人员和其他直接责任人员处十万元以下罚款；情节严重的，处五十万元以上罚款，并对直接负责的董事、高级管理人员和其他直接责任人员，处十万元以上五十万元以下罚款，可以并处五日以上十五日以下拘留。

【訳文】金融機関及び特定非金融機関が、国家反テロリズム業務指導機構の事務機構が公告したテロ活動組織及びテロ活動人員の資金その他の資産を直ちに凍結しなかったときは、公安機関が20万元以上50万元以下の過料に処し、かつ、直接責任を負う取締役、高級管理職及びその他の直接責任者を10万元以下の過料に処する。情状が重いときは、50万元以上の過料に処し、かつ、直接責任を負う取締役、高級管理職及びその他の直接責任者を10万元以上50万元以下の過料に処し、5日以上15日以下の拘留を併科することができる。

第八十四条

【原文】电信业务经营者、互联网信息服务提供者有下列情形之一的，由主管部门处二十万元以上五十万元以下罚款，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员处十万元以下罚款；情节严重的，处五十万元以上罚款，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处十万元以上五十万元以下罚款，可以由公安机关对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五日以上十五日以下拘留：

（一）未依照规定为公安机关、国家安全机关依法进行防范、调查恐怖活动提供技术接口和解密等技术支持和协助的；

（二）未按照主管部门的要求，停止传输、删除含有恐怖主义、极端主义内容的信息，保存相关记录，关闭相关网站或者关停相关服务的；

（三）未落实网络安全、信息内容监督制度和安全技术防范措施，造成含有恐怖主义、极端主义内容的信息传播，情节严重的。

【訳文】電気通信業務经营者又はインターネットサービス提供者が次のいずれかに該当するときは、主管部門が20万元以上50万元以下の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を10万元以下の過料に処する。情状が重いときは、50万元以上の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を10万元以上50万元以下の過料に処し、公安機関がその直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を5日以上15日以下の拘留に処することができる。

（1）規定に従って、公安機関及び国家安全機関が法によりテロ活動の防止及び調査を行うために技術的インターフェース、復号等の技術的支援及び協力を提供しなかったとき。

（2）主管部門の要求に従って、テロリズム若しくは過激主義の内容を含む情報の送信を停止し若しくはこれを削除し、関連する記録を保存し、又は関連するウェブサイトを開鎖し若しくは関連するサービスを停止しなかったとき。

（3）ネットワーク安全及び情報内容監督の制度並びに安全技術上の防止措置を実施せず、テロリズム又は過激主義の内容を含む情報の伝播を生じさせ、情状が重いとき。

第八十五条

【原文】铁路、公路、水上、航空的货运和邮政、快递等物流运营单位有下列情形之一的，由主管部门处十万元以上五十万元以下罚款，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员处十万元以下罚款：

（一）未实行安全查验制度，对客户身份进行查验，或者未依照规定对运输、寄递物品进行安全检查或者开封验视的；

（二）对禁止运输、寄递，存在重大安全隐患，或者客户拒绝安全查验的物品予以运输、寄递的；

（三）未实行运输、寄递客户身份、物品信息登记制度的。

【訳文】鉄道、道路、水上及び航空の貨物運送並びに郵便、宅配便等の物流運営事業者が次のいずれかに該当するときは、主管部門が10万元以上50万元以下の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を10万元以下の過料に処する。

（1）安全検査制度を実施して顧客の身分を確認せず、又は規定に従って運送し若しくは配送する物品について安全検査若しくは開封検査を行わなかったとき。

（2）運送若しくは配送が禁止されている物品、重大な安全上の潜在的危険がある物品又は顧客が安全検査を拒んだ物品を運送し又は配送したとき。

（3）運送又は配送に係る顧客の身分及び物品情報の登録制度を実施しなかったとき。

第八十六条

【原文】电信、互联网、金融业务经营者、服务提供者未按规定对客户身份进行查验，或者对身份不明、拒绝身份查验的客户提供服务的，主管部门应当责令改正；拒不改正的，处二十万元以上五十万元以下罚款，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员处十万元以下罚款；情节严重的，处五十万元以上罚款，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处十万元以上五十万元以下罚款。

住宿、长途客运、机动车租赁等业务经营者、服务提供者有前款规定情形的，由主管部门处十万元以上五十万元以下罚款，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员处十万元以下罚款。

【訳文】電気通信、インターネット又は金融の業務の経営者及びサービス提供者が、規定に従って顧客の身分を確認せず、又は身分が明らかでない顧客若しくは身分確認を拒んだ顧客にサービスを提供したときは、主管部門は、是正を命じなければならない。是正を拒んだときは、20万元以上50万元以下の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を10万元以下の過料に処する。情状が重いときは、50万元以上の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を10万元以上50万元以下の過料に処する。

宿泊、長距離旅客運送、自動車賃貸等の業務の経営者及びサービス提供者が前項に定める事情に該当するときは、主管部門が10万元以上50万元以下の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を10万元以下の過料に処する。

第八十七条

【原文】违反本法规定，有下列情形之一的，由主管部门给予警告，并责令改正；拒不改正的，处十万元以下罚款，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员处一万元以下罚款：

（一）未依照规定对枪支等武器、弹药、管制器具、危险化学品、民用爆炸物品、核与放射物品作出电子追踪标识，对民用爆炸物品添加安检示踪标识物的；

（二）未依照规定对运营中的危险化学品、民用爆炸物品、核与放射物品的运输工具通过定位系统实行监控的；

（三）未依照规定对传染病病原体等物质实行严格的监督管理，情节严重的；

（四）违反国务院有关主管部门或者省级人民政府对管制器具、危险化学品、民用爆炸物品决定的管制或者限制交易措施的。

【訳文】この法律の規定に違反して、次のいずれかに該当するときは、主管部門が警告し、かつ、是正を命ずる。是正を拒んだときは、10 万元以下の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を 1 万元以下の過料に処する。

（1）規定に従って、銃器等の武器、弾薬、規制器具、危険化学品、民生用爆発物品並びに核物品及び放射性物品について電子追跡標識を付し、民生用爆発物品に安全検査用の追跡標識物を添加しなかったとき。

（2）規定に従って、運営中の危険化学品、民生用爆発物品並びに核物品及び放射性物品の運送手段について、測位システムにより監視を実施しなかったとき。

（3）規定に従って、伝染病病原体等の物質について厳格な監督管理を実施せず、情状が重いつき。

（4）国务院の關係主管部門又は省級人民政府が規制器具、危険化学品及び民生用爆発物品について決定した規制又は取引制限の措置に違反したとき。

第八十八条

【原文】防范恐怖袭击重点目标的管理、营运单位违反本法规定，有下列情形之一的，由公安机关给予警告，并责令改正；拒不改正的，处十万元以下罚款，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员处一万元以下罚款：

（一）未制定防范和应对处置恐怖活动的预案、措施的；

（二）未建立反恐怖主义工作专项经费保障制度，或者未配备防范和处置设备、设施的；

（三）未落实工作机构或者责任人员的；

（四）未对重要岗位人员进行安全背景审查，或者未将有不适合情形的人员调整工作岗位的；

（五）对公共交通运输工具未依照规定配备安保人员和相应设备、设施的；

（六）未建立公共安全视频图像信息系统值班监看、信息保存使用、运行维护等管理制度的。大型活动承办单位以及重点目标的管理单位未依照规定对进入大型活动场所、机场、火车站、码头、城市轨道交通站、公路长途客运站、口岸等重点目标的人员、物品和交通工具进行安全检查的，公安机关应当责令改正；拒不改正的，处十万元以下罚款，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员处一万元以下罚款。

【訳文】テロ攻撃防止の重点目標の管理者又は運営者がこの法律の規定に違反して、次のいずれかに該当するときは、公安機関が警告し、かつ、是正を命ずる。是正を拒んだときは、10 万元以下の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を 1 万元以下の過料に処する。

- (1) テロ活動の防止及び対応処置の事前計画及び措置を策定しなかったとき。
- (2) 反テロリズム業務の専用経費の保障制度を確立せず、又は防止及び処置のための設備及び施設を配備しなかったとき。
- (3) 業務機構又は責任者を定めなかったとき。
- (4) 重要な職位の人員について安全上の経歴審査を行わず、又は不適格な事情のある者の職位を変更しなかったとき。
- (5) 公共交通運輸手段について、規定に従って保安要員並びに相応の設備及び施設を配備しなかったとき。
- (6) 公共安全ビデオ画像情報システムの当直監視、情報の保存及び使用、運用保守等の管理制度を確立しなかったとき。

大規模活動の主催者及び重点目標の管理者が、規定に従って、大規模活動の会場、空港、鉄道駅、埠頭、都市軌道交通の駅、道路の長距離旅客運送ターミナル、通関地等の重点目標に入る人員、物品及び交通手段について安全検査を行わなかったときは、公安機関は、是正を命じなければならない。是正を拒んだときは、10 万元以下の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を1 万元以下の過料に処する。

第八十九条

【原文】恐怖活动嫌疑人员违反公安机关责令其遵守的约束措施的，由公安机关给予警告，并责令改正；拒不改正的，处五日以上十五日以下拘留。

【訳文】テロ活動の嫌疑者が公安機関から遵守を命じられた拘束措置に違反したときは、公安機関が警告し、かつ、是正を命ずる。是正を拒んだときは、5 日以上15 日以下の拘留に処する。

第九十条

【原文】新闻媒体等单位编造、传播虚假恐怖事件信息，报道、传播可能引起模仿的恐怖活动的实施细节，发布恐怖事件中残忍、不人道的场景，或者未经批准，报道、传播现场应对处置的工作人员、人质身份信息和应对处置行动情况的，由公安机关处二十万元以下罚款，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五日以上十五日以下拘留，可以并处五万元以下罚款。

个人有前款规定行为的，由公安机关处五日以上十五日以下拘留，可以并处一万元以下罚款。

【訳文】報道機関等の法人その他の団体が、虚偽のテロ事件の情報を捏造し若しくは流布し、模倣を引き起こすおそれのあるテロ活動の実行の詳細を報道し若しくは流布し、テロ事件における残忍で非人道的な場面を発表し、又は承認を得ずに現場の対応処置職員及び人質の身分情報並びに対応処置行動の状況を報道し若しくは流布したときは、公安機関が20 万

元以下の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を5日以上15日以下の拘留に処し、5万元以下の過料を併科することができる。

個人が前項に定める行為をしたときは、公安機関が5日以上15日以下の拘留に処し、1万元以下の過料を併科することができる。

第九十一条

【原文】拒不配合有关部门开展反恐怖主义安全防范、情报信息、调查、应对处置工作的，由主管部门处二千元以下罚款；造成严重后果的，处五日以上十五日以下拘留，可以并处一万元以下罚款。

单位有前款规定行为的，由主管部门处五万元以下罚款；造成严重后果的，处十万元以下罚款；并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员依照前款规定处罚。

【訳文】関係部門による反テロリズムの安全防止、情報、調査又は対応処置の業務の展開への協力を拒んだ者は、主管部門が2,000元以下の過料に処する。重大な結果を生じさせたときは、5日以上15日以下の拘留に処し、1万元以下の過料を併科することができる。

法人その他の団体が前項に定める行為をしたときは、主管部門が5万元以下の過料に処する。重大な結果を生じさせたときは、10万元以下の過料に処する。併せて、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

第九十二条

【原文】阻碍有关部门开展反恐怖主义工作的，由公安机关处五日以上十五日以下拘留，可以并处五万元以下罚款。

单位有前款规定行为的，由公安机关处二十万元以下罚款，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员依照前款规定处罚。

阻碍人民警察、人民解放军、人民武装警察依法执行职务的，从重处罚。

【訳文】関係部門による反テロリズム業務の展開を妨げた者は、公安機関が5日以上15日以下の拘留に処し、5万元以下の過料を併科することができる。

法人その他の団体が前項に定める行為をしたときは、公安機関が20万元以下の過料に処し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を前項の規定により処罰する。

人民警察官、人民解放軍又は人民武装警察官の法に基づく職務の執行を妨げたときは、重く処罰する。

第九十三条

【原文】单位违反本法规定，情节严重的，由主管部门责令停止从事相关业务、提供相关服务或者责令停产停业；造成严重后果的，吊销有关证照或者撤销登记。

【訳文】法人その他の団体がこの法律の規定に違反し、情状が重いときは、主管部門が関連する業務への従事若しくは関連するサービスの提供の停止、又は生産若しくは営業の停止を命ずる。重大な結果を生じさせたときは、関係する許可証若しくは免許証を取り消し、又は登記を抹消する。

第九十四条

【原文】反恐怖主义工作领导小组、有关部门的工作人员在反恐怖主义工作中滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊，或者有违反规定泄露国家秘密、商业秘密和个人隐私等行为，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予处分。

反恐怖主义工作领导小组、有关部门及其工作人员在反恐怖主义工作中滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊或者有其他违法违纪行为的，任何单位和个人有权向有关部门检举、控告。有关部门接到检举、控告后，应当及时处理并回复检举、控告人。

【訳文】反テロリズム業務指導機構又は関係部門の職員が、反テロリズム業務において、職権を濫用し、職務を怠り、私情にとらわれて不正を行い、又は規定に違反して国家秘密、営業秘密若しくは個人のプライバシーを漏洩する等の行為をし、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。まだ犯罪を構成しないときは、法により処分を科する。

反テロリズム業務指導機構、関係部門及びその職員が反テロリズム業務において職権を濫用し、職務を怠り、私情にとらわれて不正を行い、又はその他の法令若しくは規律に違反する行為をしたときは、いかなる法人その他の団体及び個人も、関係部門に検挙し又は告訴する権利を有する。関係部門は、検挙又は告訴を受けた後、速やかに処理し、かつ、検挙者又は告訴人に回答しなければならない。

第九十五条

【原文】对依照本法规定查封、扣押、冻结、扣留、收缴的物品、资金等，经审查发现与恐怖主义无关的，应当及时解除有关措施，予以退还。

【訳文】この法律の規定により差し押さえ、押収し、凍結し、留置し又は没収した物品、資金等について、審査によりテロリズムと関係がないことが判明したときは、速やかに関係する措置を解除し、返還しなければならない。

第九十六条

【原文】有关单位和个人对依照本法作出的行政处罚和行政强制措施决定不服的，可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼。

【訳文】関係する法人その他の団体及び個人は、この法律に基づいてされた行政処罰及び行政強制措置の決定に不服があるときは、法により行政不服審査を申請し、又は行政訴訟を提起することができる。

第10章 附則（第十章附則）

第九十七条

【原文】本法自2016年1月1日起施行。2011年10月29日第十一届全国人民代表大会常务委员会第二十三次会议通过的《全国人民代表大会常务委员会关于加强反恐怖工作有关问题的决定》同时废止。

【訳文】この法律は、2016年1月1日から施行する。2011年10月29日第11期全国人民代表大会常務委員会第23回会議で可決された「反テロ業務の強化に関する問題についての全国人民代表大会常務委員会の決定」は、同時に廃止する。